

議案第38号

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

富田林市奨学金条例施行規則(昭和43年富田林市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(給付)

第5条 前条の通知を受けた奨学生は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 奨学金給付認定通知書

(2) 学校長が発行する在学証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

2 委員会は、前項各号に掲げる書類の提出を確認したときは、奨学生又は保護者に対し、奨学金を一括して給付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市奨学金条例施行規則（昭和43年富田林市教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（給付）</u> <u>第5条 奨学金の給付は、年度に1回とし、7月に年額を本人又は保護者に給付する。</u> <u>2 奨学金の給付を受ける者は、奨学金給付認定通知書と印鑑を持参し、当該学校長の発行する在学証明書を委員会に提出しなければならない。</u>	<u>（給付）</u> <u>第5条 前条の通知を受けた奨学生は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</u> <u>（1） 奨学金給付認定通知書</u> <u>（2） 学校長が発行する在学証明書</u> <u>（3） 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</u> <u>2 委員会は、前項各号に掲げる書類の提出を確認したときは、奨学生又は保護者に対し、奨学金を一括して給付するものとする。</u>